

HACCP 認証 受審の手引き

1. 目的

JCQA が行う HACCP 認証業務を手引き書とし公示する。

2. 適用範囲

この文書は、日本化学キューエイ株式会社（以下「JCQA」という）がプライベート認証制度により、組織が HACCP の 7 原則、12 手順を構築し、運用しているかを認証する業務に適用する。JCQA が行う HACCP 認証は、加工食品、食品添加材と食品包装材・容器とする。

（ISO/TS22003 フードカテゴリ CIV，I と K 参照）

3. 関連文書

なし

4. 認証の手順

JCQA は、依頼者の認証対象に関わる HACCP の 7 原則、12 手順を構築し、運用している状況を確認し、認証する。

4. 1 初回認証

初回認証は、原則 2 段階審査で行う。

第一段階審査：12 手順の STEP 1～5 までを構築状況の確認とし、レビューする。不適合は「軽欠点報告書／是正処置報告書」、改善事項は「改善事項報告書」を提出し、対応を依頼する。

第二段階審査：第一段階の改善事項の対応状況を確認する。

STEP 1～12 までの構築状況、運用状況を文書と記録、現場（遠隔審査も含む）。また軽欠点に対する是正状況を確認する。第二段階審査での不適合に対しては、「軽欠点報告書/是正処置計画書」を使用して指摘する。原則、修正処置までは完了させる。改善事項は、
「改善事項報告書」を提出し、対応を依頼する。
これらの対応状況は、次回の維持審査で確認する。

入手情報： 申込書、契約書

第一段階：7 原則 12 手順に関わる文書、記録

第二段階：運用状況を確認できる文書及び記録

4. 2 維持審査

維持審査では、STEP 1～12 の運用状況、記録と現場での実施状況を確認する。また、変化点に対する HACCP の対応状況を確認する。維持審査は、年 1 回実施する。

入手する情報： 運用状況を確認できる文書及び記録

4. 3 更新審査の準備

更新審査では、再認証時点での 12 手順の再確認を行う。プロセス及び危害要因等が変化していないか、また追加の管理策（CCP）の有無、これらを含めた運用状況を確認する。認証サイクルは 3 年とする。

4. 4 指摘のレベル

不適合・・・7 原則 12 手順が確立されていない状況。

自社で決めた GHP、又は PRP が守れていない状況
CCP の監視記録が全くない状況など
運用が滞っている状況を指す。

改善事項・不適合ではないが、構築、運用状況に改善が望ましい状況、推奨事項を指す。

5. 工数

- ① 第一段階審査工数を原則 0.5MD とする。但し品目数、対象とするプロセスが多い場合は、ISO22003 をガイドとして使用し調整する。
- ② 第二段階審査工数は、原則 1.0MD とする。
但し品目数、対象とするプロセスが多い場合は、ISO/TS 22003 をガイドとしてサイト数等を定め調整する。
- ③ 審査報告書に含む計画に工数と審査時間を明記する。
- ④ ISO9001+HACCP の審査を行う場合は、ISO9001 審査工数と HACCP 認証に費やす時間を分けて表記し、工数の適切性に疑義が生じない記載を行う。

6. HACCP 認証の決定

- ・認証の決定は、FSMS 登録委員会で行う。

7 . 認 証 書

- ・ HACCP 認 証 書 は 単 独 で JCQA マークのみを使用し発行する。JAB マークは使用しない。
- ・ ISO9001+HACCP を 審 査 し た 案 件 は、別々の認 証 書 を 発行する。ISO9001+HACCP の 認 証 書 は、発行しない。

8 . 認 証 範 囲 の 変 更 処 置

認 証 範 囲 を 縮 小、又は拡大した時は認 証 書 を 回 収 し、縮 小 及 び 拡大した範 囲 の 変 更 を 行 った 内 容 を 確 認 する。

HACCP の 手 順 が 守 ら れ て い れ ば 認 証 書 を 発行する。回 収 の 手 順 は ISO 関 連 の 認 証 で 運 用 する「認 証 書・適 合 マーク・認 定 シンボル管理手 順 書」 に 準 じ て 実 施 する。

認 証 範 囲 を 縮 小、拡大した場合には、認 証 書 を 再 発行する。

不 適 切 行 為 など で 認 証 を 取 り 消 し た 場 合 は、認 証 書 を 回 収 する。

9 . 苦 情、異 議 申 し 立 て 及 び 紛 争 の 処 理

依 頼 者 からの異 議 申 し 立 て、苦 情 につい て は、「異 議 申 立 及 び 苦 情 処 理手 順 書」 に よ っ て 処 理 する。

10 . 依 頼 者 が 受 け た 苦 情 の 記 録

依 頼 者 は、依 頼 者 が 受 け た 全 て の 苦 情 及 び 当 該 マネジメントシステムの 是 正 処 置 の 記 録 を 保 管 し、JCQA が 要 求 し た と き は そ の 記 録 を 提 供 する。

依 頼 者 は、適 切 な 事 後 措 置 を し て お き、取 っ た 措 置 及 び そ の 効 果 を 文 書 で 記 録 する。

依 頼 者 の 是 正 処 置 の 記 録 及 び 依 頼 者 が 講 じ た 事 後 処 置 及 び そ の 効 果 の 記 録 を、維 持・拡 大・統 合・縮 小・更 新 審 査 で 確 認 する。

11 . 認 証 文 書

HACCP 認 証 報 告 書

審 査 計 画 書

軽 欠 点 報 告 書 / 是 正 処 置 計 画 書

改 善 事 項 報 告 書

HACCP 認 証 書